

広島県告示第七百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第七十一条第四項前段の規定によつて、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

平成十九年六月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	解 除 し た 事 務	解除した年月日
広島県立広島工業高等学校に所属する次の職員 前 田 利 治	当該出納員の所属する麻の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）	平成一九年六月一日